

# 貸金庫規定

## 1.(この規定の取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

## 1.2(格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

公社債券、株券その他の有価証券

預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

貴金属、宝石その他の貴重品

前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 2.(契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から1年間とし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 3.(使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、別表料金表記載の金額により1年分を前払いするものとし、借主が指定した預金口座から、普通預金通帳、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。お支払いいただいた使用料は、契約を中途で解約した場合でも返金いたしません。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

## 4.(鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。

## 5.(貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出した代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) 開庫にあたっては、借主または借主があらかじめ届出した代理人の本人確認書類を提示してください。この場合、当組合が必要と認めるときは、開庫をお断りすることがあります。

(3) 貸金庫の利用時間は、原則、平日の午前9時から午後3時とします。

(4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。

(5) 閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

## 6.(届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 7.(印章、鍵の喪失等の取扱い)

(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行なってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合は毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 8.(印鑑照合等)

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、使用される鍵について当組合は確認する義務を負いません。

## 9.(損害の負担等)

(1) 灾害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当組合は

責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の被害についても当組合は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 10.(反社会勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができます、第11条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 11.(解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないとときも同様とします。

借主が使用料を支払わないとき

借主について相続の開始があったとき

借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えたまではそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

借主または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。

借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ぼうごろまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することができる場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営者に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前三項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当組合はこの遅延損害金を明け渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項、第2項または第3項の明け渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めるができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないとときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合から請求がありしだい支払ってください。

12.(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかつた時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13.(貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他のやむをえない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14.(緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当組合は責任を負いません。

15.(譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

16.(保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

17.(規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

笠岡信用組合

令和2年4月改訂